

平成 26 年度 第 1 回

都留市都市計画審議会

日時：平成 27 年 2 月 6 日（金）

午前 10 時開会

場所：都留市消防本部 2 階 大会議室

都留市産業・建設部基盤整備課

都留市都市計画審議会委員名簿

任期：平成25年8月6日～平成27年8月5日

	新委員名	役職
3・2・1 （市議会議員）	上 杉 実	都留市議会議員
	杉 本 光 男	都留市議会議員
	清 水 紗 代	都留市議会議員
	小 澤 眞	都留市議会議員
	山 本 美 正	都留市議会議員
3・2・2 （学識経験者）	杉 山 撃	山梨県議会議員
	佐 藤 岩 生	大月警察署署長
	鈴 木 洋 一	山梨県富士・東部建設事務所所長
	小 林 孝 次	都留市教育委員会委員長
	田 中 一 利	都留市商工会会長
	大 野 菊 江	都留市商工会女性部部長
	小 林 三 良	都留市消防団長
	藤 江 啓 一	都留市自治会連合会会長
	渡 辺 幸 子	地域協働のまちづくり推進会連絡会会长
	志 村 邦 治	男女共同参画推進委員会委員長
	加 藤 君 子	山梨県看護師協会富士・東部地区副支部長
	小 俣 澄 子	都留市食生活改善推進員会会長
	藤 江 達 子	都留市社会福祉協議会
	佐 藤 環	都留青年会議所
	熊坂ひとみ	(社)山梨県建築士会都留支部

都基発 第318号
平成27年2月6日

都留市都市計画審議会 会長 様

都留市長 堀 内 富 久

都留都市計画公園の変更について (諮問)

標記の件を別添 (案) により変更することについて、都市計画法第19条
第1項の規定により、貴審議会の意見を求める。

○都留市都市計画審議会条例

(昭和 43 年 12 月 21 日条例第 38 号)

改正 昭和 50 年 3 月 14 日条例第 7 号 昭和 52 年 4 月 1 日条例第 17 号

昭和 54 年 3 月 30 日条例第 6 号 昭和 56 年 10 月 9 日条例第 27 号

昭和 57 年 3 月 25 日条例第 1 号 昭和 62 年 4 月 1 日条例第 15 号

平成 10 年 7 月 1 日条例第 24 号 平成 12 年 4 月 1 日条例第 19 号

平成 18 年 12 月 26 日条例第 44 号

(設置)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 の規定に基づき、都留市の都市計画を策定し、都市計画事業を実施するため、市長の諮問機関として都留市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

[都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2]

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画の策定及び都市計画事業の実施に関し必要な事項を調査、審議して、意見の答申を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験のある者

3 前項第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を選任することができる。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 審議会に専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が任命する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市議会の議長は、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、産業・建設部基盤整備課において処理する。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項に関しては、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月14日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日条例第17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年10月9日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月25日条例第1号)抄

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日条例第15号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の条例の相当規定に基づいて任命又は委嘱された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際ににおける委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成18年12月26日条例第44号)

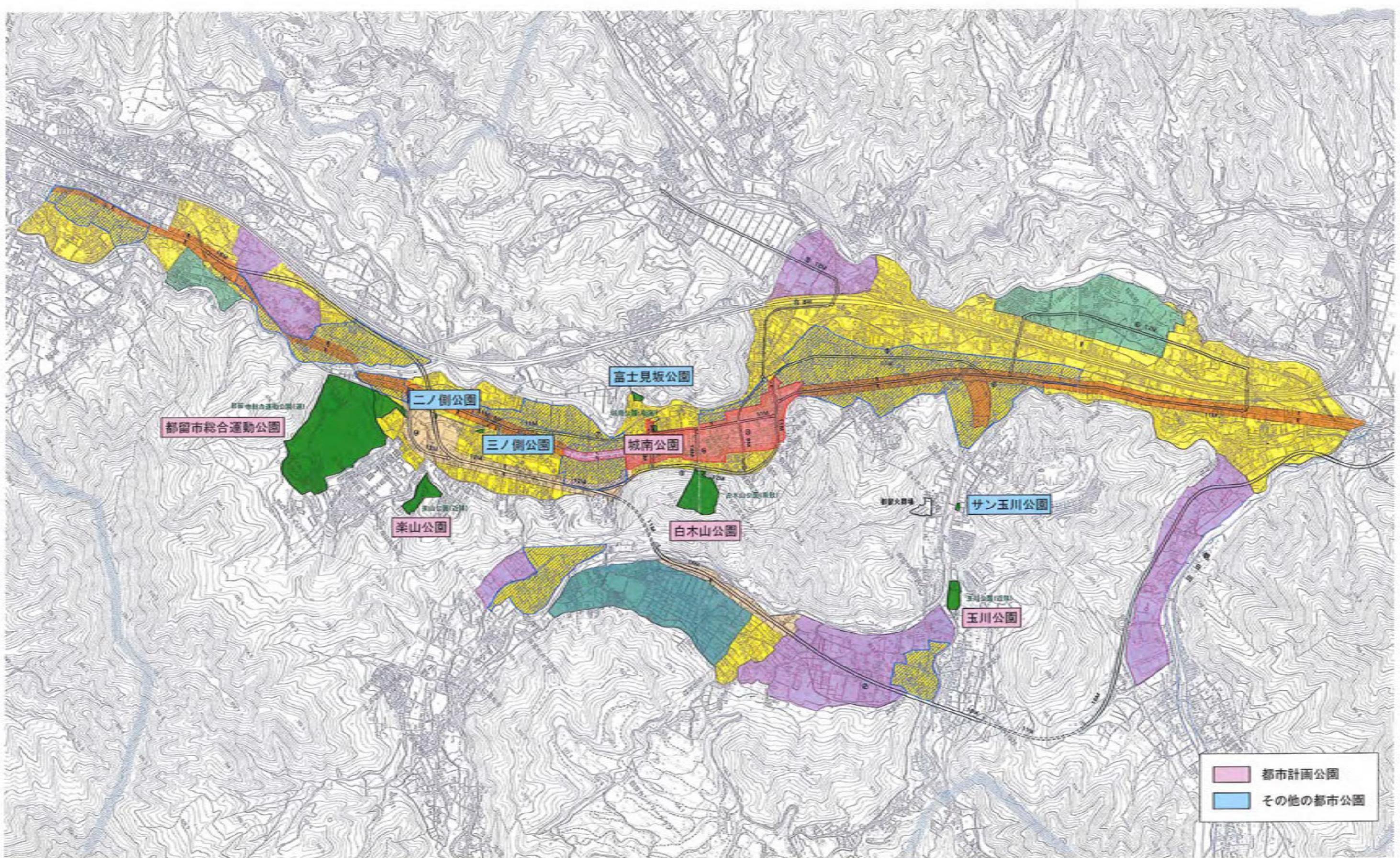
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

都市計画の策定の経緯の概要

[都留都市計画公園の変更]

(都留市)

事項	時期	備考
住民等説明会	平成26年11月6日	都留市まちづくり交流センター 出席者：16名
都市計画素案の縦覧	平成26年11月10日から 平成26年11月25日まで	縦覧者 0名 公述申出書提出0名
公 聴 会	平成26年12月2日	公聴会中止
住民合意形成手続き等の 結 果 報 告	平成26年11月28日	山梨県に提出
山梨県知事の協議意見	平成26年12月8日	異存なし
都市計画案の縦覧	平成27年1月13日から 平成27年1月27日まで	縦覧者 0名 意見書提出 0名
都留市都市計画審議会	平成27年2月6日 午前10時	消防本部2階
都留市都市計画審議会 意 見 の 答 申	平成 年 月 日	告示番号：
都市計画決定告示・縦覧	平成 年 月 日	
都市計画の決定報告	平成 年 月 日	



○都市公園等の種類

種類	種別	内容（都市公園法）	都留市都市公園条例
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、0.05ヘクタールを標準とすること。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。	主として運動の用に供することを目的とする公園及び主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができる規模とすること。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	-
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、	-

		大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。	
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	-
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則り配置する。	-
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	-
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	-
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するよう設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	-

注) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

計画説明書

都市計画区域名	都留都市計画区域	市町村名	都留市
件名	都留都市計画公園の変更 ・ 6. 5. 1号 都留市総合運動公園の変更 ・ 7. 4. 1号 楽山風致公園の追加 ・ 7. 4. 1号 白木山公園の廃止		
計画の内容	<p>□都留市総合運動公園の変更 【公園の種別、面積】 (旧) 運動公園、25.2ha (新) 運動公園、24.0ha</p> <p>□楽山風致公園の追加 【公園の種別、面積】 風致公園、6.0ha</p> <p>【公園の施設の概要】 遊歩道、ベンチ 楽山風致公園の計画地は、現況としてコナラ、クヌギの雑木林となっており、その中に既存の遊歩道が整備されている。基本的に現況の良好な自然環境を保全していくものとし、既存樹林を保全していく。</p> <p>【楽山風致公園の施設率、緑化率】 公園内に建築物等を設置する予定はなく、遊歩道以外は全て樹林地とする。</p> <p>□白木山公園の廃止 【公園の種別、面積】 風致公園、4.0ha</p>		
理由	<p>□都留市総合運動公園の変更 【必要性】 本市では、明るく健康的で潤いのある都市を目指し、心身鍛錬及びレクリエーションの場として昭和55年11月に都留市総合運動公園の都市計画決定を行い、昭和56年より整備を開始した。昭和61年には、野球場を供用開始し、その後、平成15年に陸上競技場を、また、平成16年には、陸上競技場の付帯施設及びレクリエーション施設として多目的広場を供用開始するなど、順次整備を行ってきた。 当初の全体計画では多彩な施設を有する総合的な運動公園として、テニスコート等の施設整備を計画していたが、周辺に同種の公営施設が完成し機能を代替できること、また、平成15年度に実施された山梨県公共事業評価委員会において事業再検討の意見が出されたことなどを踏まえ事業費の縮減を図る中で、平成18年度にテニスコート計画地を事業認可区域から除外した。 その後、平成21年度の駐車場及び緑地広場の整備により、事業認可区域内の整備を完了し、現在、都市公園として11.2haを供用している。</p> <p>以上のように、市ではこれまで事業認可区域の変更を行いながら都留市総合運動公園の整備を推進してきたが、本公園への整備を計画していたテニスコートや体育館といった施設は、周辺に同種の施設が整備され、機能を代替できる状況に変わってきてている。そのため、都市計画決定されている区域全体を当初の計画通り整備していく必要性が低下しており、厳しい財政状況も踏まえ、都留市総合運動公園の計画全体を見直す必要が生じている。</p> <p>公園未整備区域については、市民ニーズや時代にふさわしい計画内容の見直しを図るとともに、地域活性化の観点から、効果的な土地の有効活用など、計画的な土地利用の見直しが必要となっている。そのため、計画的に土地利用の転換を図り土地の有効活用を図り、市の活性化につなげてい</p>		

くために、都留市総合運動公園の区域の一部を都市計画公園の区域から除外する必要がある。

【効果】

当該区域の土地利用を転換し土地の有効活用を図っていくことは、市の施策を実現し地域の活性化を図っていく上で非常に有効である。

□ 楽山風致公園の追加

【必要性】

楽山風致公園の計画地は、ムササビをはじめとした多様な生物が生息し、良好な自然環境が保全されている場所である。また、楽山公園に隣接し遊歩道が既に整備されているなど、市民が自然と触れ合える場として優れた立地条件にあり、現在も大学と連携した自然観察会の場などとして活用されている。

また、上谷地区の後背に位置する当該地は、景観的に市街地の背景となっており、市街地景観と一体となった自然景観として、景観形成上も重要な役割をはたしているものである。

しかし、近年、社会経済環境や生活様式の変化などにより里山への関わりが減少し、良好な自然環境や自然景観が失われていく恐れがある。この良好な自然環境や自然景観を保全しつつ、市民が自然と触れ合える場所として活用を図っていく必要がある。

【効果】

風致公園の指定により、良好な自然環境や自然景観を計画的に保全することができるとともに、公園として市民が活用することができる。

【配置の決定根拠】

現在近隣公園として利用している楽山公園の南側に市有地がある。その市有地内には、楽山公園からつながる遊歩道が整備されており、楽山公園と一体的に活用できる 6.0ha の区域を風致公園として指定する。

また、市有地内に急傾斜地崩壊危険区域等があるが、都市計画公園としての区域は、危険区域を除いた区域を設定する。

□ 白木山公園の廃止

【必要性】

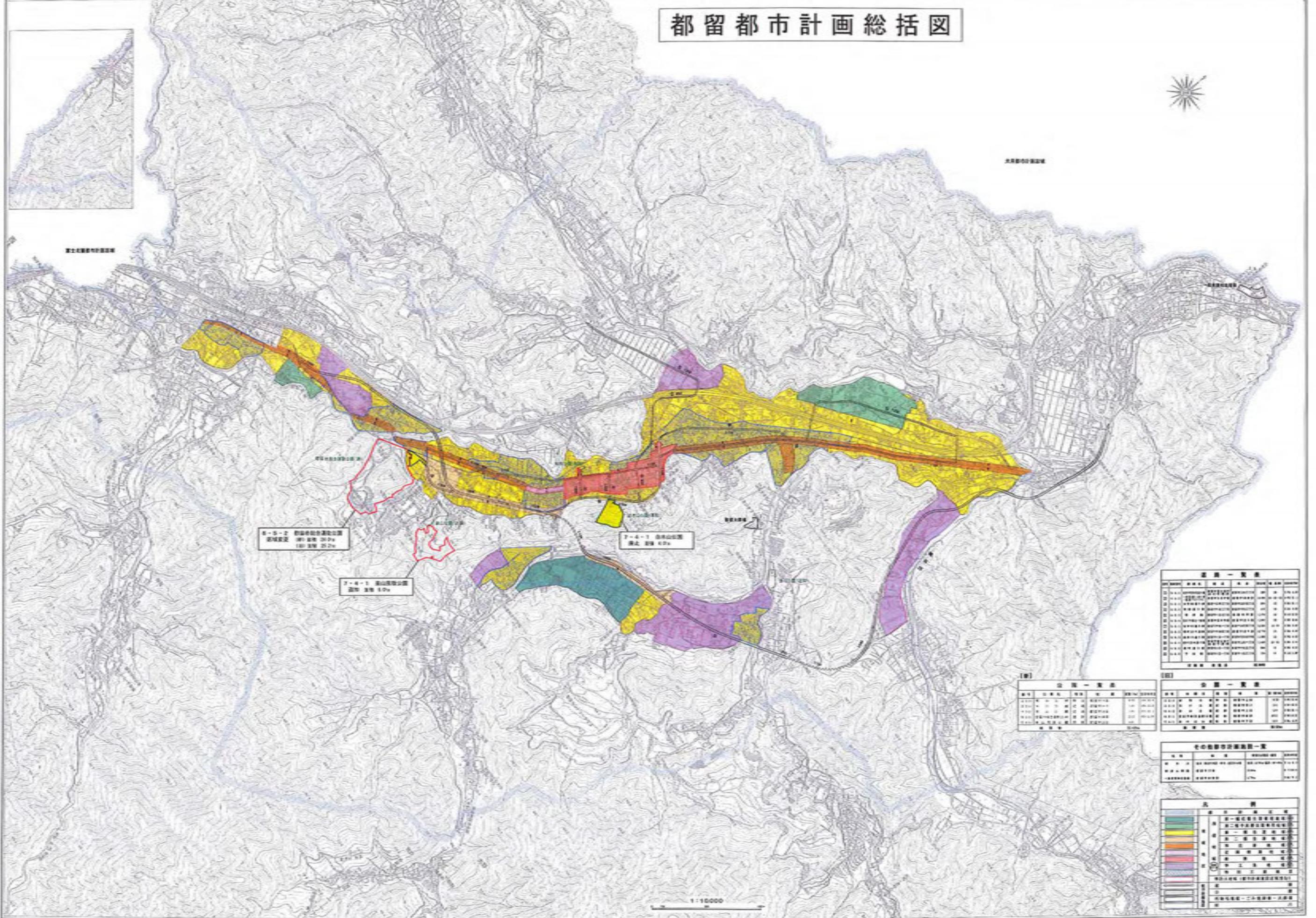
白木山公園は、昭和 52 年 9 月 24 日に供用開始して以来、風致公園として市民に利用されてきたが、平成 22 年 6 月に落石が発生し、現在も落石の危険性が高いため、封鎖をせざる得ない状況である。白木山公園一帯は、昭和 52 年 12 月に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、公園の区域境に落石防護柵が設置されているが、法面の至る所に浮石が見られ、公園として落石の危険性を除去するのは困難な状況で、公園として利用を継続することは困難である。

【効果】

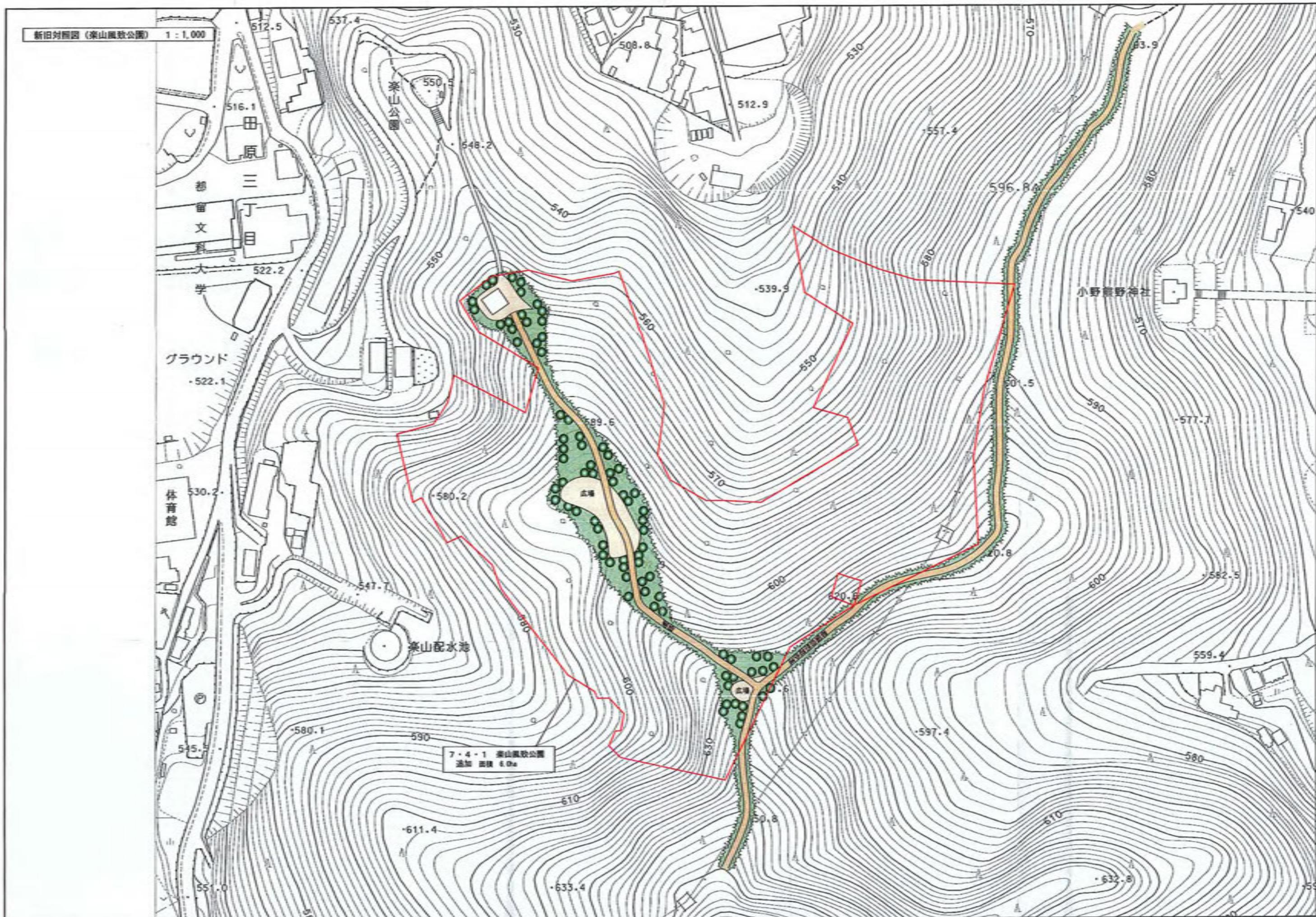
本市の風致公園としての機能は、今回新たに指定を行う楽山風致公園で代替可能であり、都市計画の変更により、市民が安全に自然環境や自然景観と触れ合えることができる。

経緯	<p>□都留市総合運動公園の経緯等 昭和55年11月20日 都市計画決定 山梨県告示第506号 昭和56年 1月12日 事業認可(6.5ha) 山梨県告示第18号 昭和57年 1月28日 事業認可変更(5.4ha追加) 山梨県告示第35号 昭和61年10月 1日 野球場供用開始(5.44ha) 昭和63年 3月31日 事業認可変更(使用部分削除) 山梨県告示第112号 平成 5年 4月16日 事業認可変更(期間延伸) 山梨県告示第131号 平成 8年 3月25日 事業認可変更(期間延伸) 山梨県告示第161号 平成13年 3月12日 事業認可変更(期間延伸) 山梨県告示第94号 平成15年 4月29日 陸上競技場供用開始(3.58ha追加) 平成16年11月15日 多目的広場供用開始(0.59ha追加) 平成18年 2月13日 事業認可変更(収用部分1.25ha削除) 山梨県告示第75号 平成18年 9月 1日 駐車場供用開始(0.11ha追加) 平成21年 6月 5日 緑地広場及び駐車場供用開始(1.47ha追加)</p>
	<p>□白木山公園の都市計画の経緯等 昭和52年 2月14日 都市計画決定 山梨県告示第54号の3 昭和52年 9月24日 供用開始 昭和52年12月22日 急傾斜地崩壊危険区域に指定 山梨県告示第466号 平成19年 8月 公園内事故(枝落下) 平成22年 5月 落石(事故なし)→公園封鎖 平成22年 6月 落石防護壁設置 平成23年12月 落石防止柵及び法面浮石処理 平成25年 5月 土地貸借契約解約について地権者と協議 平成25年10月 落石(事故なし)</p>
土地利用状況	<p>□楽山風致公園の土地利用現況 山林・自然地（地目：公園）約 6.0ha</p>
課題点	<p>□楽山風致公園の課題点等 【都市計画法第 53 条の適用関係】 全域が市有地で、既存建築物や建築の計画はない。 【反対者等について】 特になし 【その他】 富士・東部建設事務所及び富士・東部林務事務所とは協議済</p>
事業の見通し	<p>都留市総合運動公園の未整備区域について、事業の見通しはたっていないが、都市計画公園全体の整備に向けて検討を継続していく。 楽山風致公園については、風致公園であり、基本的に現況の環境を維持していくものとし、遊歩道への階段の設置、桜の植栽を予定している。また、遊歩道脇へのサインやベンチの設置を検討する。</p>
その他	<p>都市計画の決定は都市計画マスタープランに基づいて実施すべきものであるが、本都市計画公園の変更に関する位置付けは現行の都市計画マスタープランにはない。現行の都市計画マスタープランは、平成 16 年度に策定したものであり、中間見直しの時期を迎えている。一方で、市では、現在平成 27 年度中の策定に向けて第 6 次長期総合計画の検討を進めているが、都市計画マスタープランと次期長期総合計画との間で整合を図る必要がある。そのため、長期総合計画の策定後に都市計画マスタープランの見直しを実施する予定である。 今回、市としての「都市公園の整備に向けた考え方」をとりまとめ、都市計画マスタープランの見直しを行うまでの当面の間は、その考え方に基づき都市公園の整備を計画的に推進していく考えである。</p>

都留都市計画総括図







都留都市計画公園の新旧対照表（新）

番号	公園名	種別	位置	面積(ha)	告示年月日	供用(予定)
2・2・1	城南公園	街区	都留市上谷	0.13	S54.4.10	0.13
3・3・1	玉川公園	近隣	都留市玉川	1.4	S54.4.10	1.4
3・3・2	楽山公園	近隣	都留市上谷	1.9	S54.4.10	1.9
6・5・1	都留市総合運動公園	運動	都留市田原	24.0		11.2
7・4・1	楽山風致公園	風致	都留市上谷	6.0		(6.0)
合計				33.43		20.63

都留都市計画公園の新旧対照表（旧）

番号	公園名	種別	位置	面積(ha)	告示年月日	供用
2・2・1	城南公園	街区	都留市上谷	0.13	S54.4.10	0.13
3・3・1	玉川公園	近隣	都留市玉川	1.4	S54.4.10	1.4
3・3・2	楽山公園	近隣	都留市上谷	1.9	S54.4.10	1.9
6・5・1	都留市総合運動公園	運動	都留市田原	25.2	S55.11.20	11.2
7・4・1	白木山公園	風致	都留市下谷	4.0	S54.4.10	4.0
合計				32.63		18.63

差引合計 (新-旧)				0.80		2.00
---------------	--	--	--	------	--	------

○都留都市計画公園変更説明会での意見

○質問・意見 1

- ・風致公園というのはどういう公園か。
(市回答)
- ・今ある自然環境をそのまま残していくような公園である。

○質問・意見 2

- ・都留市総合運動公園周辺が、具体的にどう変わっていくのか説明してもらいたい。
(市回答)
- ・資料9ページの新旧対照図で黄色に着色した部分を今回廃止する。
- ・この部分には当初テニスコートを計画していたが、市内に代替施設が整備されたことから、廃止することとした。

○質問・意見 3

- ・この廃止する部分は、現状ではどのような状況になっているのか。
(市回答)
- ・現在は、特に整備が行われていない状況である。

○質問・意見 4

- ・将来は、どのような整備を行う予定か。
(市回答)
- ・区域の中には市の所有地もあり、都留市総合運動公園との一体的な土地利用を検討しているところである。

○質問・意見 5

- ・具体的な内容は決定していないのか。
(市回答)
- ・検討中である。
- ・具体的な内容が決まったら、市民の皆さんに周知していくことになると思う。

○質問・意見 6

- ・当面は現状維持ということか。
(市回答)
- ・公園との一体的な利用を含め、現在検討しているところである。

○質問・意見 7

- ・今検討している内容を説明してもらうことはできないか。
(市回答)
- ・計画の内容が確実になった段階で、市民の皆さんにお知らせする考えである。

○質問・意見 8

- ・計画が確定する前に、市民の意見を聞く機会はあるのか。
(市回答)
 - ・本日は、都留市総合運動公園の区域の一部を公園の区域から除外することを説明させてもらっている。
 - ・具体的な利用の計画については、説明会を設けるかどうかを含めて検討していきたいと思う。

○質問・意見 9

- ・当面は現状の状態ということで解釈していいか。
(市回答)
 - ・これまで公園としての整備を計画していたが、今回、公園の区域から除外し、今後は公園と一体的な利用を検討していくという考え方である。

○質問・意見 10

- ・今回変更する区域に隣接して水道施設の池がある。その付近が大々的に変わっていくという話を耳にした。そういう計画があるのか。
(市回答)
 - ・現在検討中であり、まだ詳細は決まっていない。
 - ・決定すれば、何らかの形で皆さんに報告することになると思う。

○質問・意見 11

- ・楽山公園のトイレはぜんぜん使えない。
- ・雑草が伸び放題のところがある。
- ・そういったことはどう考えているのか。
- ・城南公園は子供がよく遊ぶ公園であるが、清掃関係がなっていない。
- ・そういうことも併せてよく検討してもらいたい。
- ・せっかく公園が整備されているので、市民の皆さんよく使える公園にしてもらいたい。
(市回答)
 - ・現在でも、委託をかけて管理をもらっている。
 - ・より使いやすくなるような内容を検討していきたいと思う。
 - ・地域ごとに自治会にもお願いをしたり、ボランティアの方にも清掃をしてもらったりして、今後進めていきたいと思う。

○質問・意見 12

- ・せっかく公園の見直しを行うので、子供や家族が遊べるような環境づくりをしてもらいたい。
- ・自治会等に公園の管理をしてもらい、皆が使える公園にしてもらいたい。
- ・現状では、割と公園を利用していない。
- ・市から働きかかって、シルバー等を使って清掃活動を行うなど、使いやすい公園にしてもらいたい。

○質問・意見 13

- ・水道施設の池の周りでは、大学の学生がバーベキューをしたり、昼休みに集まってワイワイしたりしている。
 - ・あの部分はそのまま残してもらいたいと思う。
 - ・これから計画を進めていくにあたって、頭にいれておいて欲しい。
- (市回答)
- ・池が最終的に残るかどうかはわからないが、そういう意見があったということを担当部署に伝えておく。

○質問・意見 14

- ・大学の学生が池の周りでバーベキューをしたり、桜を見たりしている。
- ・先人が、よかれと考えてつくったものである。
- ・私は今の状態がいいと思う。
- ・市民もおそらくそう考えていると思う。

(市回答)

- ・了解した。

○質問・意見 15

- ・風致公園は、風致地区と同じ扱いか。
- (市回答)
- ・風致地区を指定するものではなく、公園として風致公園を指定するものである。

○質問・意見 16

- ・どのような制限がかかるのか。
- (市回答)
- ・風致公園なので、そこにソーラーパネルを設置するといったことは行わない。
 - ・山林の伐採といったことは行わず、自然をそのまま残していく。

○質問・意見 17

- ・計画地には、市有地と民有地が混在していると思う。
 - ・利用がかなり制限されると思う。
 - ・武田神社周辺は、完全な住宅地であるが風致地区に指定されている。
 - ・環境重視で考えてもらっていいと思うが、土地の使い方が難しくなる。
 - ・風致地区をかけてしまうといった時に、弾力性といったことがどうなのかと思う。
- (市回答)
- ・今回、楽山風致公園として指定する範囲は全て都留市の所有になっている。民有地はない。

○質問・意見 18

- ・楽山風致公園の区域と急傾斜地崩壊危険区域の地図を重ねてみないとわからないが、安全対策は十分可能ということか。
- ・白木山公園は安全対策が不可能なので廃止するという話である。

(市回答)

- ・今回、楽山風致公園として指定する区域は、急傾斜崩壊危険区域からは外れている。

○質問・意見 19

- ・楽山公園は、車で行った時に、駐車場等の案内が少ない気がする。
- ・看板等の整備も併せてやってもらいたい。

(市回答)

- ・少し前に、楽山公園の入り口に緑色の看板を設置し、少しわかりやすくなったと思う。
- ・今後、検討していきたいと思う。

○質問・意見 20

- ・白木山公園は、廃止になった後は、どのように管理されていくのか。

(市回答)

- ・今のところ、何かを具体的にすることを決まっていないが、今の防護柵が古いで、もう少し安全性の高い落石防護柵をつくってもらえるように県にお願いしているところである。

○質問・意見 21

- ・都市計画で公園を整備することになるが、予算はどのくらい使うのか。

(市回答)

- ・予算には色々ある。工事をするには工事の予算がある。
- ・今回使っているのは計画の予算である。

○質問・意見 22

- ・市民の税金が使われて、公園が整備される。
- ・公園は市民が憩う場所で、本当に必要な場所だと思う。

(市回答)

- ・今回新たに指定する楽山風致公園は、自然をそのまま残しつつ、ベンチを置いたり案内板を設置したりすることを考えている。
- ・今年、民間の団体と一緒に桜の植栽をしたところである。何年かけて、桜の名所にしようということを計画している。

○質問・意見 23

- ・小高い山が多いので、桜の植栽はすばらしいと思う。

○質問・意見 24

- ・この都市計画が決定した時点で、市民には広報等でお知らせするのか。

(市回答)

- ・最終的には市民にお知らせをする。

○質問・意見 25

- ・モデルになるような公園づくりをして欲しいと思う。
 - ・ひとつのモデルとして、シーズンを通して使える公園がいい。
 - ・楽山公園は、春は桜、またアジサイが咲いていて素晴らしい。
 - ・そういう公園をモデルとして増やしてもらって、自治会等に頑張って頂いて、トイレの清掃を行うとか、草刈をやるだとかしていく必要がある。
- (市回答)
- ・地域、自治会と一緒に考えていきたいと思う。

○質問・意見 26

- ・住民説明会の後の流れをもう一度説明してもらいたい。
- (市回答)
- ・本日の説明会の後、11月10日から25日まで素案の縦覧を行う。

○質問・意見 27

- ・縦覧は誰がどこで行うのか。
- (市回答)
- ・市の掲示板に公告文を掲示して周知し、素案は基盤整備課で閲覧することができる。
 - ・素案を閲覧してもらい意見等がある方には、公述申出書を提出してもらう。

○質問・意見 28

- ・その段階で除外区域の計画内容についての説明は無いということか。
- (市回答)
- ・今回は都市計画公園から区域を除外するという内容である。
 - ・土地利用については、別の計画で内容が具体的になった機会ということになる。

○質問・意見 29

- ・廃止区域の計画についての説明会は、追って行われるということか。
- (市回答)
- ・今後検討する。

○質問・意見 30

- ・本日の意見は、市の掲示板等に掲示されたりするのか。
- (市回答)
- ・都市計画審議会に報告させてもらう。

○質問・意見 31

- ・本日の市民からの意見はどこに伝わるのか。
- (市回答)
- ・今回の都市計画変更に関わる意見については、都市計画審議会に、こういった意見があったということを報告させてもらう。
 - ・その他の公園に関する意見も色々出ているが、それらについては、検討するものは検討し、また

所管部署に報告する。